吹田市市税審議会会議録

1 開催日時

平成24年(2012年)11月14日(水)午前10時から11時まで

2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

(委員)藤田弘道委員

鶴 田 廣 巳 委員

大川 清見委員

友 田 光子委員

井川 文夫委員

田中宏一委員

(市理事者) 冨 田 副市長

木 下 市民生活部長 五 寳 市民生活部次長

平 野 まち産業活性部長 中 江 まち産業活性部次長

中野まち産業活性部次長

美 馬 行政経営部次長

山 本 吹田操車場跡地まちづくり室長

堀 税務室長

野口 市民生活部総括参事(資産税課長事務取扱)

森 本 市民生活部総括参事(資産税課)

杉 市民生活部総括参事(市民税課長事務取扱)

橋 本 市民生活部総括参事(納税課長事務取扱)

牛 尾 税制課長

吉川 税務室参事(資産税課) 田中 税務室参事(資産税課)

馬 場 税務室参事(市民税課) 當 税務室参事(納税課)

江 原 税務室参事(納税課)

葉 山 資産税課主幹

田 中 市民税課主幹

森 田 納税課長代理

岡 松 主幹(地域経済振興室) 西 田 主幹(地域経済振興室)

達 脇 主任(地域経済振興室)

(事務局)後藤税務室参事(税制課) 樋上課長代理(税制課)

中 西 税制課主任

4 欠席者

松本栄喜委員

5 傍聴者

1名

- 6 配付物
 - (1) 吹田市市税審議会会議次第
 - (2) 市税審議会資料

(事前送付)

- (ア) 吹田市市税審議会規則(1ページ)
- (イ) 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて(2ページ)
- (ウ) 市税の課税の特例について(諮問)(3ページ)
- (エ) 吹田市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に 係る事業計画の認定並びに市税の特例に関する条例(案)(4~9ページ)
- (オ) 総合特別区域法に係る企業誘致施策について (10~13ページ)
- (カ) 法人市民税の申告用紙送付について(14ページ)
- (キ) 国際戦略総合特区における税制のご案内(大阪府作成)(15~16ページ)

(当日配付)

- (ク) 市税に係る課税の特例について(諮問)≪修正分≫
- (ケ) 平成24年大阪府条例第24号「大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進 及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並び に不動産取得税の課税の特例に関する条例」
- 7 会議内容(発言要旨)

国際戦略総合特別区域における市税の特例措置に係る諮問について

- (委員)国、府でも課税特例があり、さらに吹田市でも課税特例とすると事業 者はメリットがあるが、税収減になる吹田市にとってメリットはあるのか。
- (理事者)特例措置を行うことにより、平成 26 年度から年間 2,000 万円ほどが 課税免除となると見込んでいる。それに対する効果としては直ちに吹田市 にメリットがあるということはないが、産学と連携し国際競争力を高める イノベーションを興し、産業の裾野を広げることに繋げ、長い目で見れば 大きな産業が育ち、さらには日本経済の底上げとなるのではと思われる。
- (委員)未来のためといえ、福祉の削減といった市民生活への影響がでてきている現状で、吹田市の税収減が続く施策はどうなのか。また、新たに進出する企業ということであれば資金等から見て大企業が特例措置の対象となるのではないか。中小企業とのバランスはどうなるか。
- (理事者)対象は国立循環器病研究センター及び大阪大学であり、その地区内で大学等と企業の連携によりラボでの研究が進められることとなると考えられるが、研究に関する業績があれば、ベンチャー企業の参画もあり得る。中小企業も対象となりえるだろうし、大企業だけが対象になるということ

はない。

- (委員)特例措置はいつまで適用されるのか。また、期間内でどれだけ税収減 になるのか。
- (理事者) 大阪府の条例によると平成 28 年 3 月 31 日までに事業計画を提出することとなっており、特例措置の対象として認定された翌事業年度から 1 0 年後まで特例措置がなされるので、そこまでが期限となる。約 2,000 万円減という試算であるが、あくまで新たな事業分が特例措置の対象となるので、新たな事業による増収分が年間約 2,000 万円課税免除されることになる。
- (委員) 10年の課税免除が終わったあともラボが継続して、事業者からの税収増が見込まれるのか。
- (理事者)産業活性の呼び水として特例措置を設けるようなかたちであり、ラボ が継続するかどうかは何とも言えないが、この特例措置により国際競争力 を高め産業が活性化されることになれば税収が増えることとなると思わ れる。
- (委員)年間 2,000 万円減という話だが、5年間は全額課税免除、その後 5年は 2分の 1 課税免除ということなので、トータルで 1 億 5,000 万円減ということでよいか。

(理事者) そういうこととなる。

- (委員) 阪大微生物病研究会が対象になるようだが、微生物ということで近隣への影響などが以前話題になったと思うが、安全面等どうなのか。
- (理事者) 吹田市ではバイオハザードに関する条例を制定しており、国への届出が必要な事項について同様に吹田市に対しても届出するよう定めている。 研究施設が住民との共生ができるようこのような条例を定め、市民の安心安全の確保に努めている。
- (委員)特例措置をとることにより吹田市の産業活性にどのような影響をあたえるか。
- (理事者) 産業の裾野が広がることにより、長い目で見れば産業活性につながる のではないかと思われる。また、特例対象は医療関係であるので、医療支 援にもつながり、先進医療の恩恵を受けやすい地域として吹田市にとって

プラスになると考えている。

- (委員)国や府、他市の状況はどうか。
- (理事者) 国ではすでに法律が施行されており、事業計画が認定されれば国税の 優遇がある。大阪府の条例も平成24年12月1日に施行される。国際戦略 総合特別区域の北大阪・彩都地区にあたる茨木市と箕面市については、茨 木市は吹田市と同様の措置を現在検討中と聞いており箕面市については 不明。
- (委員)国立循環器病研究センターが対象ということだが、今後移転したとしたらどうなるか。
- (理事者) 移転した場合、移転地区を改めて特別区域として指定することとなる。
- (委員)地元の産業活性、地元の雇用促進の今後の見通しはどうか。
- (理事者) ラボでの研究等だけでは大量の雇用は期待できないが、今後産業が活性化されれば、雇用も生まれてくると思われる。基本的には特例対象は新たに増えた事業部分であるので、労働者数は増えると考えられる。
- (委員)長い目で見てというが、うまくいくものなのか。事業者が途中で撤退 することもあるのではないか。成果が上がらず撤退した場合、罰則的なこ とはあるのか。
- (理事者) やむを得ず撤退する事業者もないとは言えない。補助金であれば返還 要求がありえるが、課税の特例であるので罰則的な仕組みはない。
- (委員)施策の目的に合致すると市長が認める事業者に対する特例措置という ことだが、どの段階で誰が合致していると審査し認定作業をするのか。
- (理事者)検討中であるが、大阪府は審査会を設置し、事業計画の認定作業を行 うということなので、この認定を受けた事業者について、吹田市でも認定 することとなると思われる。

質疑応答ののち、審議し採決した結果、賛成多数により市税の特例措置について 適当と認められ、答申されることとなった。